

川西市における部活動の社会移行に関する

地域クラブ募集要領

令和6年3月

川西市教育委員会事務局 教育推進部 教育保育課

川西市における部活動の社会移行に関する地域クラブ募集要領

1 目的

国のガイドライン^(注1)を受け、川西市では子どもたちに、従来の校区に限定された部活動に代わる生涯に渡った文化・スポーツ活動の場を提供するための取り組みを進めている。

この取り組みの主旨を理解し、子どもたちに専門的かつ安全な活動を提供できる事業者及び地域人材を募集する。

その手続きについて、本実施要領に必要な事項を定める。

2 背景

川西市では、平成30年11月に「川西市における部活動の在り方に関する方針」^(注2)を策定し、中学校の部活動を通じて学校生活における生徒の活躍の場を広げ、子どもたちが目標を持ち、その実現に向けて日々活動する中で自分自身を見つめ自己肯定感を育みながら、豊かな人間関係を築くことができる貴重な時間や場所を提供するとともに、子どもたちが生涯にわたって文化・スポーツ活動に触れることができる機会を提供してきた。

しかし、近年、中学校部活動は子どもたちの文化・スポーツ活動におけるニーズの多様化や、少子化に伴う教職員の減少による専門的な指導力を持った顧問の不足などから、多くの課題を抱えている。

国はガイドラインを策定し、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した。

3 募集する地域クラブの活動概要

①活動内容	各種団体が川西市における地域クラブの在り方に関する方針等 ^(注2) に基づき、文化・スポーツ活動（これまでの学校部活動にない種目を含む）の指導・運営
②実施場所	川西市内を問わず、活動が可能な場所 ※川西市立中学校施設は利用できるものと考えて構わないが、使用後は原状復帰を原則とする。
③対 象	中学1年生 ～ 中学3年生（ただし、幼児児童や大人も参加を可とする）
④定員と会費等	各実施団体が設定
⑤活動時間	平日17時～19時の2時間程度、休日9時～17時までの間の3時間程度を基本とする。 （それ以外の活動時間については、市教育委員会や学校運営協議会と要協議）
⑥活動期間	1年間（年度初めから年度末まで）※年度毎更新制
⑦選定方法	ヒアリング審査

(注1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁策定）

URL=https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf

(注2) 川西市における地域クラブの在り方に関する方針(令和6年3月策定)

URL=https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/1017448/1000803/1019090.html

【参考】川西市における中学校別学校部活動の種目とその部員数(R5.8月末時点)

(注) 1年生と2年生のみ的人数

種目	川西南中	川西中	明峰中	多田中	緑台中	清和台中	東谷中
陸上競技	38	27	41	32	25	37	73
水泳							19
柔道		13					
剣道	11	8		8		15	14
男子バレー						21	29
女子バレー	10	24	17	23	17	30	32
男子バスケ	23	12		17		24	22
女子バスケ	11	20	22	18		13	17
男子テニス	47	36		38	26	25	26
女子テニス	33	26	16	25	19	26	42
男子卓球	15	28	24	12	18	15	39
女子卓球		14	14	18		10	31
サッカー	11	27	12	22	25		26
軟式野球	15	17	8	15	6	11	21
吹奏楽	33	21	19	17	15	26	32
コーラス							8
美術	43	31	10	30	19	17	38
総合文化				24		21	
囲碁将棋							8
部員数	290	304	183	299	170	291	477
種目数	12	14	10	14	9	14	17

4 事業者の応募資格等

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 川西市立中学校に在籍している生徒が参加していること。
- (2) 川西市における地域クラブの在り方に関する方針に基づいた活動を実施する団体であること。
- (3) 市主催の研修を必ず受講する団体であること。
- (4) 参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全について確保するとともに、トラブルや事故の未然防止に努める団体であること。
- (5) 事業者の責任者は18才以上とする(ただし、高校生は除く)。
- (6) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条1号から3号までのい

ずれにも該当しない者であること。

- (7) 子どもたちへ政治・宗教に関する活動をしないこと。
- (8) 個人情報の保護に関する法律を遵守する他、活動によって知り得た情報を漏洩せず適正に取り扱うこと。

5 質問受付と回答

本実施要領及び別添仕様書などに関し、不明な点がある場合は質問書（様式1）を【提出先】に記載しているメール先へ提出すること。なお、提出された質問への回答は、川西市ホームページに掲載する。

- (1) 提出期限 令和6年3月14日（木）午後5時まで
- (2) 回答予定日 令和6年3月21日（木）

6 ヒアリングシートの提出

- (1) 提出期限 令和6年3月28日（木）午後5時まで
- (2) 方法 別添の川西市における部活動の社会移行に関する地域クラブ募集のヒアリングシート（様式2）を、【提出先】へ持参、郵送、または、メールにて提出すること。ただし、持参の場合による受付は窓口時間内とする。
受付時間：午前9時から午後5時（ただし、土・日・祝日は除く。）

7 選定の方法等

(1) 選考について

事前に川西市教育委員会教育保育課と面談をした後、ヒアリングシートを用いて責任者へ面談を実施することで最終的な審査を行い、事業者を選定する。令和6年4月初旬から下旬にヒアリングを予定しているが、応募が多数あった場合は前後する可能性がある。審査には、川西市教育委員会事務局職員に、必要に応じて関係学校長や学校運営協議会の委員を加え、あたるものとする。

(2) 選定結果の通知

- ①選定結果はすべての参加事業者にも文書で通知するほか、川西市ホームページで公表する。電話等による問合せには応じない。
- ②選定結果に対する異議申し立てはできない。

8 事業開始までのスケジュール

令和6年3月 7日（木）	地域クラブ募集開始
3月14日（木）	市への質問締め切り
3月21日（木）	市からの回答予定日
3月28日（木）	提出書類（ヒアリングシート）の締め切り
4月初旬～下旬	ヒアリング審査の実施（申請多数の場合は別途実施予定）
4月下旬	審査結果通知
5月上旬	生徒・保護者へ地域クラブの周知
5月中旬	地域クラブによる体験会の開始
6月上旬	地域クラブが本格運営開始
7月上旬	地域クラブ募集開始（2回目）

8月上旬 ヒアリング審査の実施
9月上旬 地域クラブ運用開始（体験会の実施も含む）

（以上）

9 その他

- （1）提出書類は返却しない。
- （2）提出物は、事業者選定に伴う作業などに必要な範囲で、複製を作成することがある。
- （3）提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、市は事業者決定の公表や、今後の部活動における社会移行をより推進するために事務局が必要と認める場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- （4）提出書類に虚偽の記載をした場合、その者に対し速やかに活動停止を行う場合がある。
- （5）提案に要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- （6）参加表明者における競技内容が1つの活動場所に多数あった場合は、ヒアリングを行った上で、本業務を依頼するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し選定するとともに、別の活動場所を提示する場合がある。
- （7）ヒアリングにおける発言などは、審査条件として採用されるため留意すること。
- （8）事業者の活動内容が本事業の目的から逸脱したり、提出書類の内容と大きく異なった活動を実施した場合、公共施設（中学校を含む）を故意に大きく破損させた場合などが生じた場合、川西市教育委員会事務局と関係学校長らが協議し、活動を中止させる場合がある。
- （9）川西市立中学校施設（グラウンドや体育館など）や川西市立中学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）について使用することは構わないが、消耗品（ボール類や個人で使用するもの、救急セット、ラインパウダーなど）は使用する事業者が持参するものとするが、必要に応じて協議を行うものとする。
- （10）中学校施設内は禁煙・禁酒とする。

【提出先】 川西市教育委員会事務局 教育推進部 教育保育課
 ※窓口受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）
【担当者】 植田・星野・足立
【住所】 〒 666-8501 川西市中央町1-2-1 川西市役所3階5番
 電話：072-740-1254 FAX：072-740-1327 メール：kawa0064@city.kawanishi.lg.jp